

電気料金種別定義書

【家庭用プラン】

株式会社TOSMO

目次

1. 実施期日	3
2. 定義	3
3. 適用	3
4. 電気料金	4
5. 割引種別および割引額	4
6. 契約電流の変更.....	5
7. 本定義書の変更および廃止	5
別表	6
1. 電気料金	6
2. 燃料費調整	6

電気料金種別定義書【家庭用プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り、）および沖縄を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2017年10月23日より実施し、申し込みされ、その後、当社が承諾し契約に至った契約に対して適用します。

2. 定義

(1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) その他本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、 中部、北陸、九州	契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
関西、中国、四国	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	<p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。</p> <p>ロ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
関西、中国、四国	<p>ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。</p> <p>ニ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります</p>

4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。最低月額料金、電力量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。

5. 割引特約

当社が任意に行う割引特約については、当該割引の適用範囲、期間、割引額などすべて当社所定のウェブサイトに掲載するものといたします。

6. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社所定のウェブサイトに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流15 アンペアの場合は、契約電流10 アンペアの1.5 倍とします。

エリア	最低月額料金		従量料金単価/kWh
北海道電力管内	契約電流10アンペアにつき	0.00円	29.00円
東北電力管内	契約電流10アンペアにつき	0.00円	26.00円
東京電力管内	契約電流10アンペアにつき	0.00円	26.00円
中部電力管内	契約電流10アンペアにつき	0.00円	26.00円
北陸電力管内	契約電流10アンペアにつき	0.00円	21.00円
関西電力管内	1契約につき	0.00円	22.00円
中国電力管内	1契約につき	0.00円	24.00円
四国電力管内	1契約につき	0.00円	24.00円
九州電力管内	契約電流10アンペアにつき	0.00円	23.00円

2. 燃料費調整

燃料費調整額は、該当する月におけるお客さまが契約される地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等のものとします。ただし当社が供給する電気の一部に、旧一般電気事業者である小売電気事業者からの融通電源が含まれる場合、旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表する燃料費調整額と差異が生じます。

公表している燃料費調整額との差異については、お客さまのご要望に応じて当該燃料費調整額の根拠をすみやかに開示するものといたします。